

小浜市コミュニティセンター使用料減免規定

減免率	利用内容
100% (免除)	1.市が市の事業を推進するとき 2.市が依頼した事業を団体等が行うとき 3.保育園、認定こども園、小中学校等が保育活動または学校教育活動を行うとき 4.センター長が認定した免除対象団体が、公益上の目的のために使用するとき(※1)
50%	5.県等の地方公共団体が使用するとき(※2) 6.市が関与する公共的な組織や協会等に参加している団体が公益的な活動を行うとき 7.社会福祉関係団体等が社会福祉を増進するために使用するとき 8.団体等が市全体または地区全体の社会教育を推進するために使用するとき

※1 免除対象団体について:当該コミュニティセンターの所在地区内で主として活動し、当該地区民が所属する以下の団体について、公益的な活動を行っていることを認められた場合、センター長は免除対象団体と認定する。

- ・地域自治活動団体 ・防災、防犯、交通安全活動団体 ・青少年育成活動団体
- ・文化、スポーツ活動団体 ・環境美化活動団体 ・社会福祉活動団体
- ・観光振興活動団体 ・認定サークル ・その他センター長が適当と認める団体

※2 国の事業は、地方財政法第24条の規定に基づき、負担を原則とする。

◇冷暖房費および電気料については、減免率100%のときには免除し、その他については減額しない。